

## 構想区域の仮設定について

健康福祉部医療推進課

地域医療構想で設定する「構想区域」は、医療法第 30 条の 4 第 2 項第 7 号において「地域における病床の機能の分化及び連携を推進するための基準に従い定める区域」とされ、地域医療構想策定ガイドライン（平成 27 年 3 月 31 日医政発 0331 第 53 号）では、「設定に当たっては、現行の二次医療圏を原則としつつ、あらかじめ、人口規模、患者の受療動向、疾病構造の変化、基幹病院までのアクセス時間の変化など将来における要素を勘案して検討する必要がある」とされている。

今後、地域医療構想の策定過程で構想区域を確定させていくが、県では現在、第 6 次保健医療計画で定めた二次医療圏を基本に医療提供体制の構築を進めていることから、まずは二次医療圏を構想区域として仮に設定し、地域医療構想の検討を進めることとしたい。

二次医療圏	構 成 市 町 村
佐久	小諸市、佐久市、佐久穂町、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町（11 市町村）
上小	上田市、東御市、長和町、青木村（4 市町村）
諏訪	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村（6 市町村）
上伊那	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村（8 市町村）
飯伊	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村（14 市町村）
木曾	木曾町、上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村（6 町村）
松本	松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村（8 市村）
大北	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村（5 市町村）
長野	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村（9 市町村）
北信	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村（6 市町村）